

私立大学の経営に関連する資料

（私立大学の設置認可、私学助成による支援、寄附税制等）

令和7年4月24日

目次

- (1) 私立大学の設置認可について**
- (2) 私立大学の連携、再編・統合等に向けた私学助成による支援について**
- (3) 私立大学への寄附税制について**
- (4) その他**

(1) 私立大学の設置認可について

過去 5 年間に於ける私立大学、学部等の設置状況等（大学院の研究科除く）

過去 5 年間に設置された学部・学科のうち、
平均入学定員充足率※が 7 割未満となっている学部・学科が約 3 割ある。

※ここでの「平均入学定員充足率」は、大学・学部等の開設後、完成年度を迎えるまでの間の
入学定員充足率の平均値を指す。（4 年制大学であれば 4 年間の平均値）

① 開設年度ごとの設置件数

開設年度 開設区分	R2	R3	R4	R5	R6	総計
大学新設	3	1	2	0	4	10
専門職大学新設	6	4	1	4	0	15
専門職短期大学新設	0	1	0	0	0	1
大学学部・学科増設	11	17	10	16	15	69
短期大学学科増設	1	0	0	1	2	4
総計	21	23	13	21	21	99

② 分野ごとの設置件数等

分野名	設置数 (A)	平均入学定員 充足率 70% 未満数 (B)	割合 (B/A)
人文科学	1	1	100.0%
社会科学	16	7	43.8%
理学	1	0	0.0%
工学	11	3	27.3%
農学	3	2	66.7%
保健	47	7	14.9%
教育	9	5	55.6%
その他	15	5	33.3%
総計	103	30	29.1%

※②及び③は学部、学科単位で集計しているため、①と総計が異なる。

③ 都道府県ごとの設置件数等

都道府県名	設置数 (A)	平均入学定員 充足率 70% 未満数 (B)	割合 (B/A)
北海道	5	2	40.0%
宮城県	2	0	0.0%
山形県	2	1	50.0%
福島県	1	1	100.0%
茨城県	1	0	0.0%
群馬県	1	0	0.0%
埼玉県	2	0	0.0%
千葉県	4	1	25.0%
東京都	6	0	0.0%
神奈川県	8	3	37.5%
新潟県	6	0	0.0%
石川県	5	4	80.0%
長野県	3	2	66.7%
岐阜県	2	0	0.0%
愛知県	8	4	50.0%
三重県	1	0	0.0%
滋賀県	1	0	0.0%
京都府	3	1	33.3%
大阪府	15	3	20.0%
兵庫県	7	2	28.6%
奈良県	1	0	0.0%
和歌山県	2	1	50.0%
岡山県	3	3	100.0%
広島県	1	0	0.0%
香川県	1	1	100.0%
高知県	2	0	0.0%
福岡県	7	0	0.0%
熊本県	1	1	100.0%
大分県	1	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0.0%
総計	103	30	29.1%

私立大学の入学定員充足率の推移について

入学定員と入学者数との関係について、令和２年度までは入学者数が上回っているが、令和５年度以降は入学定員が上回っている。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
学校数 (校)	579	577	581	582	587	593	597	598	600	598
入学定員 (人)	463,697	467,494	477,662	484,986	487,065	491,012	495,162	497,939	502,635	503,874
入学者数 (人)	487,064	488,210	499,677	497,778	500,085	503,830	494,208	502,194	500,599	494,730
入学定員－入学者数 (人)	▲ 23,367	▲ 20,716	▲ 22,015	▲ 12,792	▲ 13,020	▲ 12,818	954	▲ 4,255	2,036	9,144
入学定員充足率 (%)	105.04%	104.43%	104.61%	102.64%	102.67%	102.61%	99.81%	100.85%	99.59%	98.19%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和６（2024）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

私立大学等を設置する際の手続について

1. 必要な認可事項

私立大学を設置するには、学校教育法及び私立学校法に基づき、文部科学大臣による「大学の設置認可」と「学校法人の寄附行為（変更）の認可」が必要。

2. 必要な手続き

（１）大学の設置認可

（２）学校法人寄附行為（変更）の認可

※私立大学の場合のみ

大学開設の
前々年度の10月末

文部科学省へ大学の設置認可申請書提出

文部科学省へ寄附行為認可申請書提出

※大学（通信制を含む）
又は私立高等専門学校の
設置の場合

大学設置・学校法人審議会において、
大学の名称、教育課程、教育研究実施
組織、校地、校舎等について、学校教育
法及び大学設置基準等の法令に適合し
ているかを審査。

大学設置・学校法人審議会において、財
政計画等について、学校法人の寄附行為
及び寄附行為変更の認可に関する審査基
準に適合しているかを審査。

大学開設の
前年度の8月末

大学の設置認可

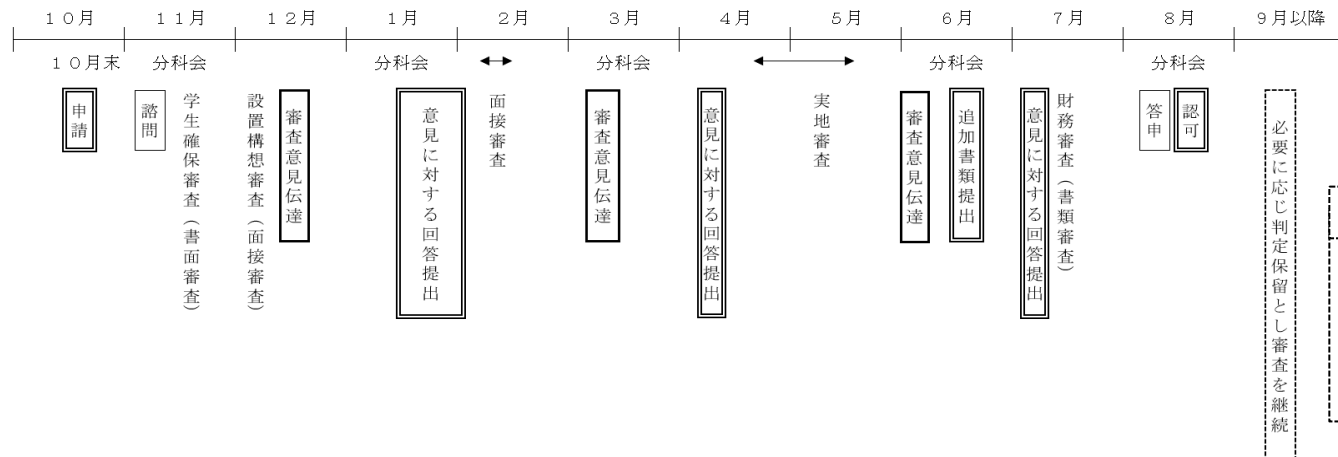
寄附行為（変更）の設置認可

学校法人分科会における一般的な審査スケジュール

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における審査は、（１）学校法人としての適格性、（２）設置計画に係る財務計画の妥当性、（３）設置計画及びその進捗状況 等について、私立学校法及び認可審査の基準等に適合しているか、「設置構想審査」、「学生確保に関する審査」、「面接審査」等の審査実務において確認。

1. 私立大学（通信制を含む）又は私立高等専門学校を設置に係る寄附行為（変更）認可申請

【開設年度の前々年度の10月末～】（審査期間：10ヶ月）



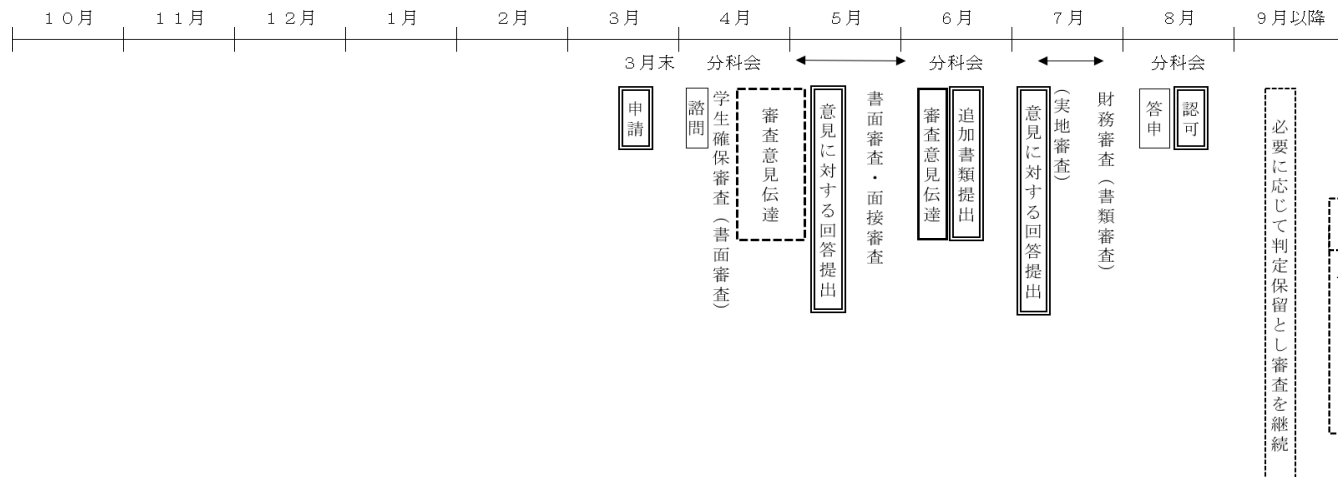
大学新設の例

令和8年4月に大学新設を計画する場合のスケジュール

- 令和6年10月末 申請書提出
- 令和7年6月末
令和6年度決算を踏まえた財務書類等を提出
- 令和7年8月末頃 認可

2. 私立大学に学部若しくは学科（通信制を含む）等を設置する場合に係る寄附行為変更認可申請

【開設年度の前々年度の3月末～】（審査期間：5ヶ月）



学部新設の例

令和8年4月に学部新設を計画する場合のスケジュール

- 令和7年3月末 申請書提出
- 令和7年6月末
令和6年度決算を踏まえた財務書類等を提出
- 令和7年8月末頃 認可

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査のポイント

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の審査を実施

審査の観点

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であり、負担付きでないことが必要。
※一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

■ 標準設置経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。
- ◇標準設置経費の該当分野が情報関係の場合は、学校法人分科会において審議の上、複合的な分野として「その他」の標準設置経費を適用。

■ 標準経常経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

■ 負債率

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

■ 負債償還率

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと 等

主な指摘例

（設置計画（設置経費、財源））

- 校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- 法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- 設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

（財務状況・財政計画）

- 収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- 財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- 全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

（学生確保の見通し）

- 学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているか。
- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

（管理運営等）

- 理事会（長）が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- 役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- 教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- 役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- 監事の職務が適切に行われているか。
- 監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- 財務関係書類等の備付けや公開が適切になされているか。
- 法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- インターネットの利用による私立学校法第63条2の規定に基づく情報の公表がされているか。

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化について

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化に関して、次のとおり「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」を改正。

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布）

- **学生確保の見通し**（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）を審査する観点を次のとおり規定。
※令和7年度開設審査（令和5年10月申請分）から適用
 - ・ 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
 - ・ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
 - ・ 既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- 申請者が設置する全ての大学の**既設の学部**（短期大学又は高等専門学校は学科）の**収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定を追加**。
※経過措置として、令和7年度開設審査（令和6年3月申請分）においては大学等単位に適用し、**法人単位は令和8年度開設（令和6年10月申請分）審査から適用**

申請者が説明する主な内容（概要）

- 申請書類の作成等に関する手引等において具体的なデータの項目を示しその分析により見込まれる入学者数に関する**より定量的かつ具体的な説明**が求められている。

	令和7年開設以降（令和5年10月申請以降）
競合校の設定・分析	● 競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明すること。 ● 競合校との類似性や新設組織の優位性等を説明すること。
入学意向に関するアンケート調査 （主に高校2年生を対象）	● 学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性を説明すること。 ● アンケートにおいて5つの設問（①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向）及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析し、その結果を説明すること。
学生確保の取組の効果	● 学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数を提示すること。
その他	● 次のデータを指定の方法により提示すること。 （例） 新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間） 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等

（２）私立大学の連携、再編・統合等に向けた 私学助成による支援について

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

18歳人口（2023年：110万人）は、**2035年には100万人を割り、そこから5年間で急減し、その後更に少子化が加速化。2040年の大学進学者数は、約46万人と推計**（低位推計）。現在の入学定員総数と**17万人のギャップ**

⇒現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、**2040年の定員充足率は70%台**

各私立大学の自主努力や市場原理に依りすぎると、**地域から高等教育機関がなくなり、地方から都市部への若年者の流出、地方企業等への人材輩出の枯渇のおそれ**

「集中改革期間」（令和6～10年度）を通じ、「チャレンジ」「連携・統合」「縮小・撤退」の3つの方向性に向けた支援を充実
※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革に関する計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

拡充

1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和7年度予算額 24億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担い、付加価値を創出する新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、継続的に支援する。

（選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。中間評価を実施し、その結果を支援に反映するとともに、自走化を促進。）

※自走化に向け、4年目以降は支援額を通減予定

チャレンジ

メニュー1 少子化時代をキ拉里と光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生等を含む）の育成を担う事を目的とし、**教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

件数・単価 50校×1,000万円～2,500万円程度（加えて一般補助による増額措置）
※令和7年度において、新規で5件の選定を想定

連携・統合

メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

人的リソースや各種システムの共用化、大学等連携推進法人制度や教育課程の特例制度等の活用により、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、経営の効率化や開設科目の相互補完等**を通じた経営改革の取組を支援。

※本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通のプラットフォームの在り方を検討

件数・単価 10グループ×3,500万円程度
※令和7年度において、新規で5グループの選定を想定

2. 私学経営DXを通じた「アウトリーチ型支援」（令和7年度予算額 1億円）

チャレンジ

連携・統合

縮小・撤退

各種データや知見・ノウハウをフル活用する体制の構築等により、各大学の主体的な経営判断や文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」を推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析等を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**
- ② 客観的な経営診断を踏まえた、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談や各大学等への積極的な情報発信の充実など、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」

連携・統合

縮小・撤退

3. 成長分野等への組織転換促進のための支援

チャレンジ

（令和7年度予算額 一般補助 2,773億円の内数）※集中改革期間中の時限的な措置

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等を新設した大学等について、大学全体の収容定員を5か年以内に学部等新設前の水準以内とすること等を要件に、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援。**

4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援

（令和7年度予算額 一般補助 2,773億円の内数）※集中改革期間中の時限的な措置

大学等の経営改善や効率化のための**学生募集停止や合併等による定員規模の適正化を図る場合**、情報の公表や教育の質に係る客観的指標等において減額措置を受けていないこと等を要件に、**募集停止学部等への継続的な教育研究活動の支援**や完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費についての支援を実施。

5. 私立大学等改革総合支援事業（令和7年度予算額 103億円）

チャレンジ

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。（各タイプ50～100件程度 × 約1,100万～2,600万円 + 一般補助における増額）

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進の4タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

メニュー2（複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援） 選定事例①

【西九州大学短期大学部、長崎短期大学、長崎女子短期大学】

▶複数の短期大学が連携し、人的リソースの共有化や共有科目群の設定を通じ、教育の質向上及び経営効率化を図る取組

「短期大学コンソーシアム九州（JCCK）」から
「九州短期大学共創プラットフォーム」（連携プラットフォーム）への転換

Higher Education For All

高等教育のファーストステージとしての間口の共有・拡張化

（共同による教育の質向上と経営の効率化）

— 学校運営面 —

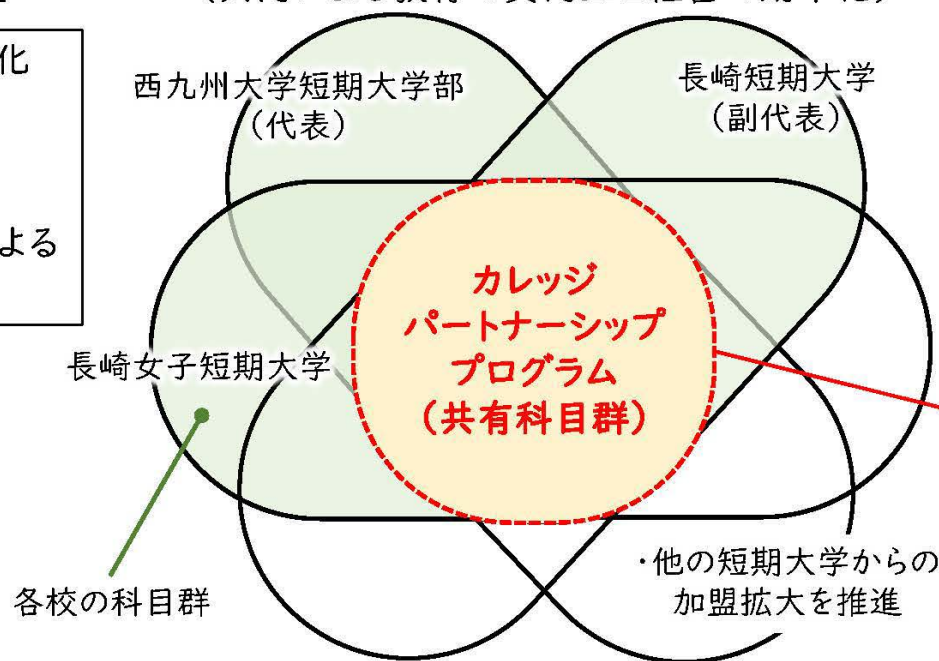
- ・人的リソースの共有化
- ・学生募集の効果
- ・物品の共同調達
- ・施設設備の共有化
- ・システムの共有化による人件費削減

統括委員会
推進委員会

- ・財務調整部会
- ・教学システム部会
- ・人的リソース部会
- ・地域連携部会
- ・学生支援部会

共同実施

- ・事務機能
- ・教学管理
- ・共通ツールの導入
- ・教員配置（基幹教員）
- ・学生募集・広報
- ・教育指導・修学支援
- ・就職支援・進学支援



— 教学運営面 —

- ・多様な学生の受入れ拡充
- ・魅力的な共有科目群

インターカレッジ・カリキュラム(履修モデル)

各校の科目群 + 共有科目群

- ・オンライン授業
… ICT活用
- ・(対面) 合同授業
… 活動等含

科目群
(各校の強みを最大共有)

- ・入学前教育(単位認定)
⇒ 共同利用
- ・職業分野拡充
⇒ 専門職の幅の拡充と汎用的能力の強化
- ・進学支援
⇒ 連携大学との接続

- ・出口の拡充化(連携大学との接続及び地域人材育成を共有)
- ・北部九州地域を中心とする短期大学への拡大化
- ・関係教職員の共創プラットフォームへのエンゲージメント促進
- ・JCCK母体から共創プラットフォームの一般社団法人化への検討

メニュー2（複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援） 選定事例②

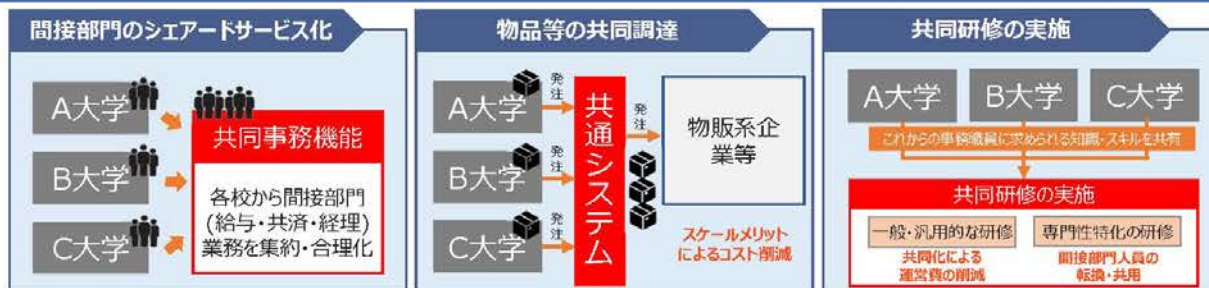
【桃山学院大学、神戸国際大学、平安女学院大学】

▶物品調達、給与・経理等の事務機能やシステムの共同化により経費削減・効率化し、人的資本を教育・研究支援等へ転換を図る取組

事業名：複数大学連携シェアードサービス化促進事業（参加校：桃山学院大学／神戸国際大学／平安女学院大学）

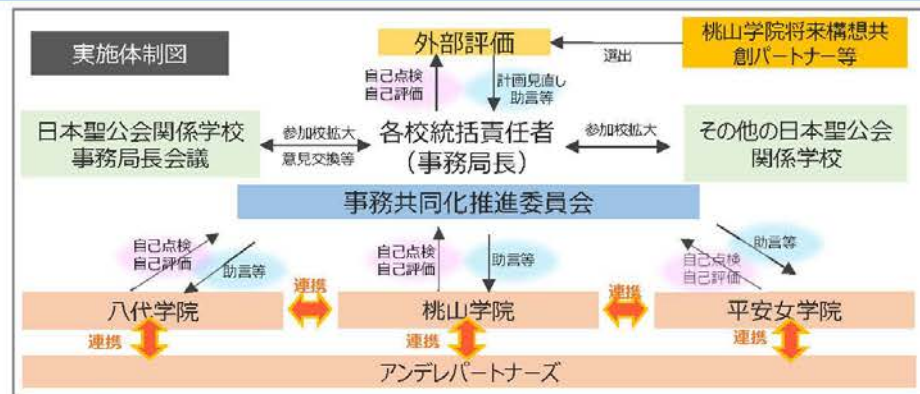
事業概要

- ✓ 物品調達、給与・共済、経理や教職員研修等の間接部門のシェアードサービス化や共同システム化により、一元管理による**運営費用ならびに人的コストの削減と高効率化を実現**する。
- ✓ 上記によって得られた人的資本を直接部門へ転換することで、**主活動である教育・研究支援等の強化・発展**を通じた各校が目指す人材育成の強化と、研究成果の地域社会への還元を図る。



事業実施体制

- ✓ 本連携事業の実施にあたっては、各校で**担当所管を定め日常的な業務遂行、各校との連絡調整や自己点検・評価を行う**ほか、参加校の事務局長などで構成する**事務共同化推進委員会**により、**情報共有や定期的なモニタリング、相互点検・評価**を行い、事業の着実な遂行を図る。
- ✓ さらに、桃山学院将来構想共創パートナー等を中心とする外部企業等から**外部評価を受けることで、第三者的視点による助言も取り入れながら**、より効率的・効果的な事業運営を目指していく。
- ✓ なお、本事業の遂行にあたっては、**桃山学院100%事業会社のアンデレパートナーズ等の力も積極的に活用して各校の負担均一化に努める**ほか、日本聖公会関係学校事務局長会議でも意見交換を行い横展開に繋げていく。



事業スケジュール



事業KPI

間接部門経費	各校30%以上削減	共同研修開催	1回/年以上開催
配置転換者数	17名	共通専門職員	2名以上共有
物品調達費	各校10%以上削減	他法人参加	2校以上拡大
バリューチェーンの最適化		組織マネジメントの確立・推進	

メニュー2（複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援） 選定事例③

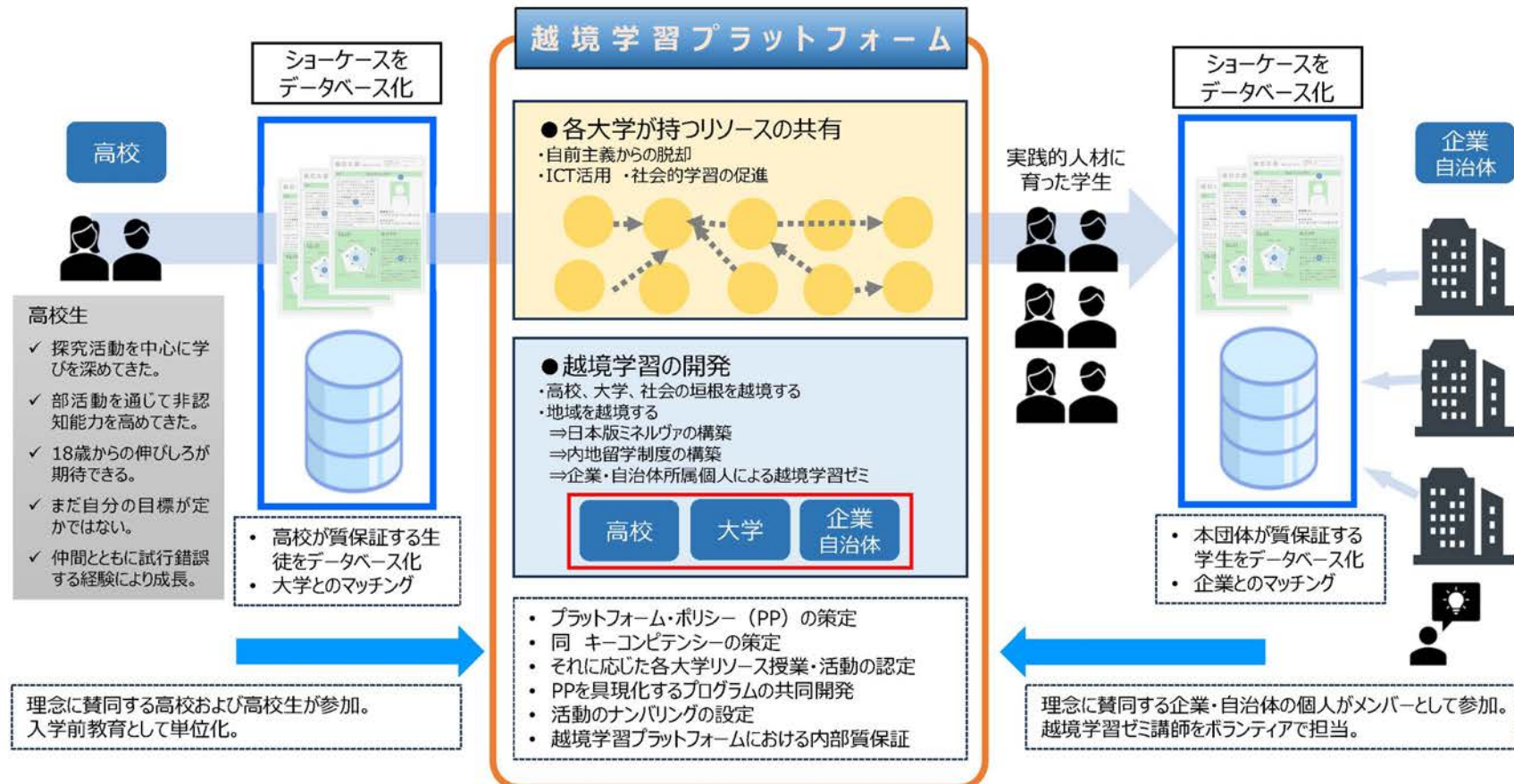
【桐蔭横浜大学、東京家政学院大学、京都文教大学、日本文理大学】

▶越境学習や高大接続等の機能強化に向けて、各大学の人的資源を共有しつつ、ICTシステムの共同開発等、効果的・効率的に改革を図る取組

実践的人材を本気で育成する越境プラットフォームの構築

◎桐蔭横浜大学、東京家政学院大学、京都文教大学、日本文理大学

わが国の社会・経済の持続的発展に貢献する実践的人材の育成に向けて、これまで教育を質的に転換してきた、同じ機能を持つ大学が地域を越えて連携し、共通の課題解決に向けた量的転換、すなわち、持てる資源を共有し、越境学習や高次の高大接続システム開発等、より高インパクトの取組を進め、連携各大学の機能強化と学生募集力、すなわち経営力の強化を図る。



【昭和音楽大学、東京音楽大学、平成音楽大学】

▶ 物品の共同調達や施設・設備の共同利用、実習事業の共同実施等を通じ、経営改革及び教育改革を図る取組

音楽大学アライアンス

連携協定



資源・サービスの共用化

物品などの共同調達

施設(練習室など)・楽器等の共用

海外研修やコンサートへの連携大学生の参加

改革の促進

効率的な
大学運営による
経営改革

人的・物的リソース
の共用化による
教育改革

私立大学等経常費補助の算定について

私立大学等経常費補助の一般補助は、教育研究に係る経常的経費を教職員数や学生数に応じて算定し、教育・財務・情報公表状況等の指標によってメリハリを付けた上で交付。

専任教職員給与費	=	教職員数 × 単価	×	5/10	教育研究経常費	=	教職員数 × 単価 学生数 × 単価 教育研究補助者 × 単価	×	5/10
非常勤教員給与費	=	授業時間数 × 単価	×	4/10	厚生補導費	=	学生数 × 単価	×	5/10
教職員福利厚生費	=	教職員数 × 単価 授業時間数 × 単価	×	4/10	研究旅費	=	教員数 × 単価	×	5/10

増減率等を乗じた上で交付額を決定

<増減率の指標例>

- ・収容定員に対する在籍学生数の割合（+ 9 % ～ 不交付）
- ・専任教員等の数に対する在籍学生数（ST比）（+ 6 % ～ ▲16%）
- ・学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合による増減率（+ 15% ～ ▲45%）
- ・収入超過状況（0 % ～ ▲100%）
（将来的な施設整備や、運用益を教育研究活動に使用するための基金への組入れ額を控除した上で、一定の収入超過が生じている場合に段階的に減額）
- ・教職員給与の状況（0 % ～ ▲15%）
（教職員の平均給与が基準以上の場合に段階的に減額。ただし、高度の専門的知識を有する者について、特別招聘の届出を行った者は計算から除外。）
- ・情報の公表の実施状況（0 % ～ ▲50%）
- ・教育の質（教職員の研修等体制、カリキュラムマネジメント体制、学修成果の把握状況、就職・進学等の状況把握等）
（+ 6 % ～ ▲6 %）

※上記のほか、財政状況による措置として、負債総額が資産総額を上回った場合等においても不交付となる。

【学校法人が寄付を行うことによる減額】

合計3,000 万円を超える寄付金を支出した場合は、当該寄付金の合計額から 3,000 万円を控除した額を減額

(3) 私立大学への寄附税制について

私立大学への寄附に係る税制優遇の概要

私立大学（学校法人）への寄附においては、累次の税制改正により、所得税、法人税において、寄附者に対し以下のような税制優遇が認められている。法人税については、私学事業団を通じた受配者指定寄附により、全額損金算入が可能。

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学
所得税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額から控除	×	○ (一定の要件を満たす場合※1)	△
法人税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等×0.1875%)を損金算入			
	国・自治体への寄附、 指定寄附 <u>寄附金全額を損金算入</u>			

※ 1 3,000円以上の寄附金を支出した者が年平均100人以上いる等の要件を法人が満たすことで、寄附者が所得控除と税額控除を選択することが可能となるが、税額控除の対象法人は、大学等を設置する学校法人で389法人（全669法人中の58%）にとどまる。
(令和7年3月時点)

受配者指定寄付金制度について

- 受配者指定寄付金制度は、**日本私立学校振興・共済事業団**が、寄附者（企業等法人）から寄付金を受け入れ、**寄附者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付**する事業。
- 本制度の利用により、寄附者（企業等法人）は、法人税法上、**寄附金全額を損金算入**することが可能。

寄附の流れ

寄附者（企業等法人）



学校法人



① 寄附金振込

② 寄附金受領書

③ 審査の上、
寄附金配付



大臣所轄学校法人への寄附実績について

- 私立大学等を設置する大臣所轄学校法人への寄附実績は近年横ばいで推移している。

	H30	R1	R2	R4	R5
法人等寄附額	585億円	661億円	611億円	566億円	511億円
直接寄附分 (寄附件数)	370億円 (51,177件)	345億円 (44,310件)	420億円 (34,850件)	390億円 (39,310件)	320億円 (43,524件)
受配者指定分 (寄附件数)	215億円 (6,063件)	316億円 (5,957件)	192億円 (4,747件)	176億円 (5,802件)	191億円 (5,389件)
個人寄附額	422億円 (299,111件)	375億円 (309,298件)	430億円 (299,034件)	326億円 (257,847件)	486億円 (239,645件)
合計	1,006億円	1,036億円	1,041億円	891億円	996億円

【出典】文部科学省調べ

※令和3年度は調査を実施していない。四捨五入処理のため合計が一致しない場合がある。

※個人寄附額からは入学時寄附金や受配者指定寄付金等を除いている。

- ふるさと納税で自治体に集まった寄附の用途を「学校法人支援」に活用できるような仕組みを導入している自治体があり、大臣所轄学校法人のうち133法人が対象となっている。

ふるさと納税の活用について大臣所轄学校法人と連携している自治体

北海道札幌市（9法人）	北海道江別市（5法人）	北海道網走市（2法人）	北海道北見市（1法人）
北海道石狩郡当別町（1法人）	北海道空知郡南幌町（1法人）	北海道二世郡八雲町（1法人）	山形県西置賜郡飯豊町（1法人）
新潟県南魚沼市（1法人）	福井県（1法人）	富山県射水市（1法人）	群馬県高崎市（4法人）
東京都港区（7法人）	東京都新宿区（5法人）	東京都中央区（1法人）	東京都三鷹市（2法人）
千葉県千葉市（2法人）	長野県（3法人）	山梨県甲府市（1法人）	愛知県名古屋市（17法人）
愛知県豊明市（1法人）	滋賀県（3法人）	滋賀県大津市（2法人）	滋賀県守山市（1法人）
京都府京都市（18法人）	京都府宇治市（1法人）	大阪府（14法人）	大阪府大阪市（1法人）
三重県津市（1法人）	和歌山県（1法人）	和歌山県伊都郡高野町（1法人）	兵庫県（1法人）
兵庫県神戸市（10法人）	兵庫県姫路市（3法人）	兵庫県西宮市（1法人）	兵庫県淡路市（1法人）
鳥取県倉吉市（1法人）	広島県（4法人）	山口県岩国市（1法人）	徳島県名西郡神山町（1法人）
福岡県北九州市（1法人）	佐賀県（2法人）	大分県別府市（2法人）	熊本県（1法人）
沖縄県国頭郡恩納村（1法人）			

※令和6年6月時点

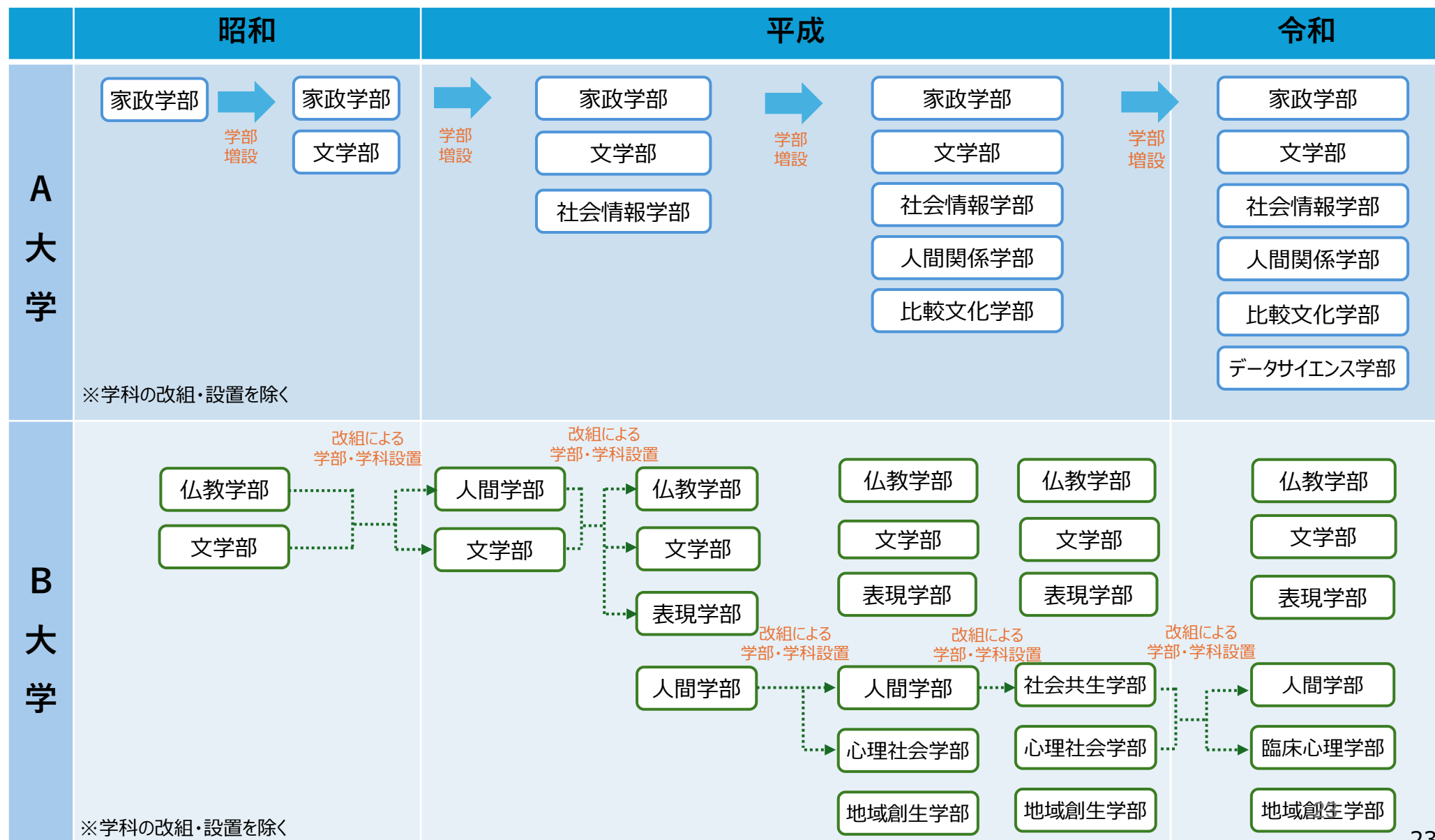
※（）内は当該自治体と連携していると回答した学校法人数。

○令和5年度のふるさと納税制度を活用した自治体からの大臣所轄学校法人への支援実績は約4億円。

(4) その他

私立大学が設置する学部等の変遷例

これまで私立大学は、建学の精神に基づき、高等教育ニーズをはじめ社会の変化に合わせて学部等を設置・改組してきている。



私立大学が設置する学部等の変遷例

C
大
学

昭和

文学部

平成

文学部

文学部

文学部

文学部

改組による
学部・学科設置

グローバル学部

グローバル学部

学部増設

名称変更

現代社会学部

政治経済学部

法学部

法学部

改組による
学部・学科設置

経済学部

経済学部

経営学部

改組による
学部・学科設置

人間関係学部

人間関係学部

人間科学部

人間科学部

改組による
学部・学科設置

環境学部

改組

工学部

教育学部

教育学部

学部増設

薬学部

薬学部

薬学部

学部増設

看護学部

看護学部

看護学部

令和

文学部

グローバル学部

法学部

経済学部

経営学部

学部増設

データサイエンス学部

学部増設

アントレプレナーシップ学部

人間科学部

学部増設

ウェルビーイング学部

工学部

教育学部

薬学部

看護学部

※学科の改組・設置を除く

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方を見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
(第150条関係)

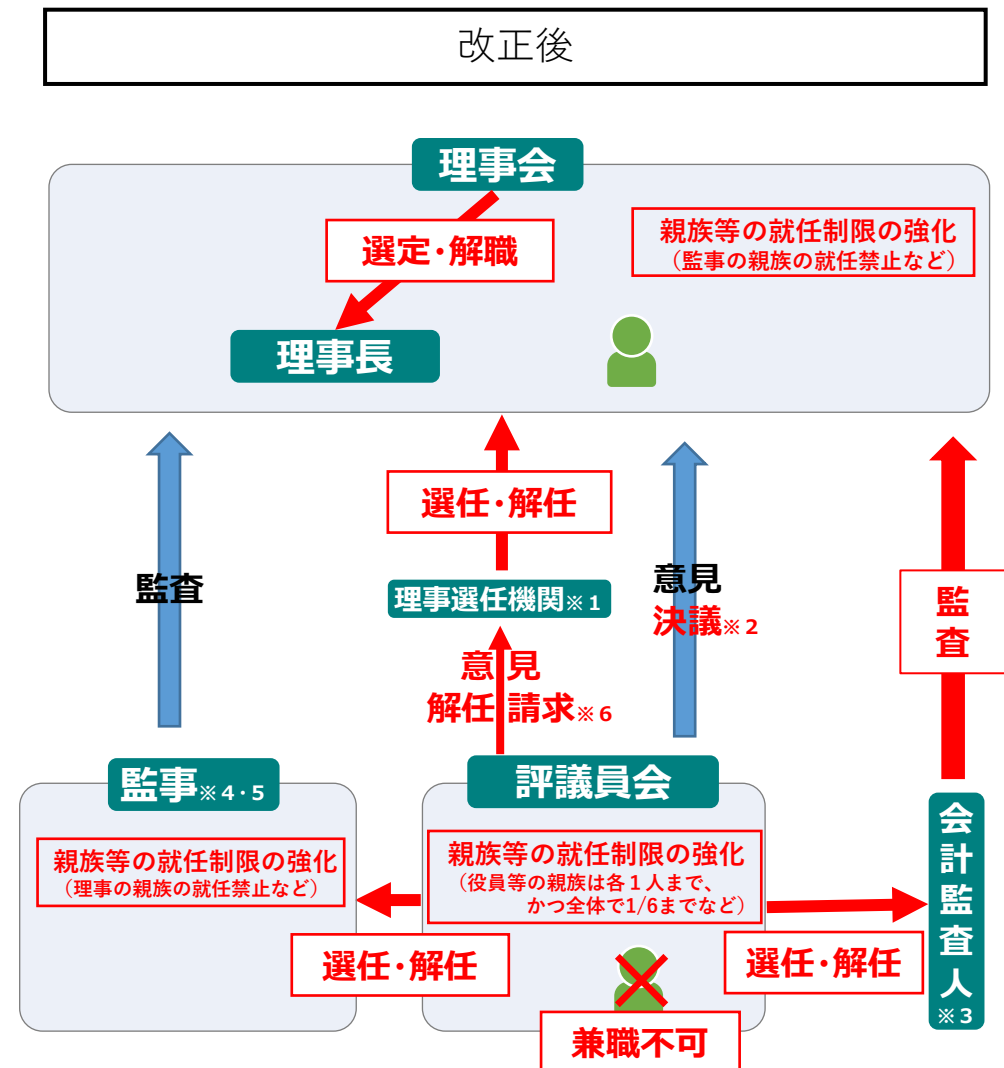
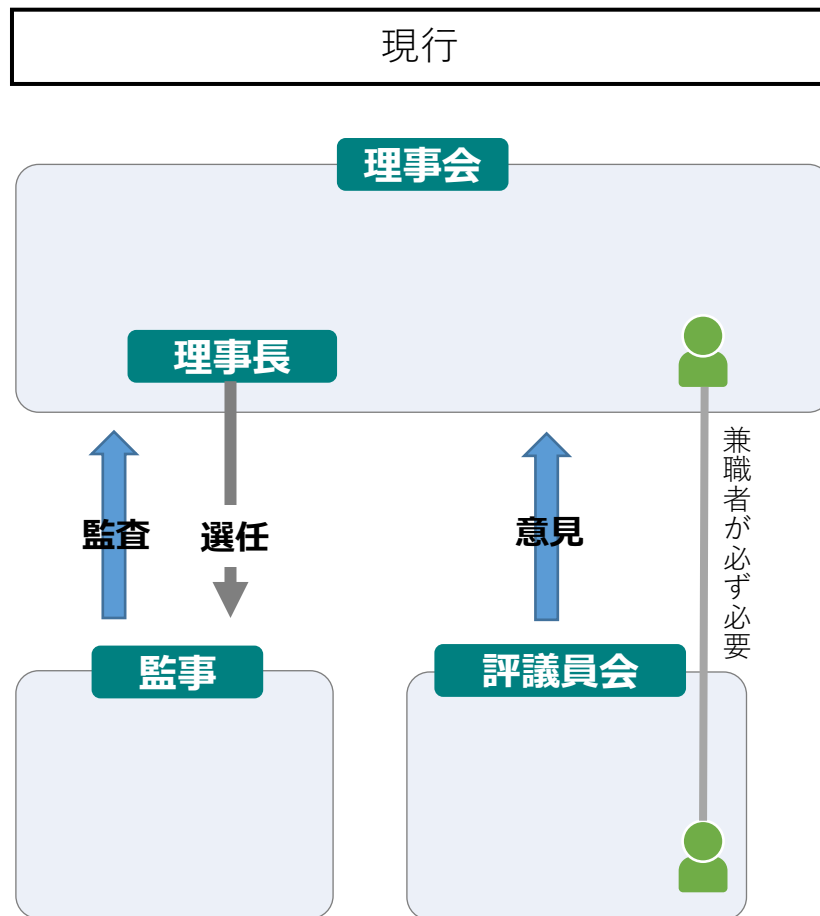
3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる